

埋戻しに係る検査・監視体制について

京都府 (1)

1 根拠法令

砂利採取法

2 検査・監視の目的

災害防止の観点からの認可内容の履行確認等

3 検査・監視の対象

(1) 対象範囲

- ・ 認可した砂利採取計画に位置づけられた行為の内、「採取行為」及び「洗浄・選別行為」に必要となる一連の行為（防災措置行為を含む）区域における砂利採取法の趣旨である災害防止の観点からの指導が必要となる行為
- ・ 無認可による砂利採取行為（認可区域外等において、反復・継続し、場外搬出を行う場合）

【三者の枠組みにおいて指導しているもの】

- ・ 業者の判断で行う堤体、搬入路、法面の維持・補修工事等
- ・ 東部丘陵地修復整備計画に基づく急崖地、凹地の復旧

(2) 検査・監視内容

- ・ 砂利採取行為に係る技術基準（防災上の観点）への適合性
- ・ 認可区域を越えた無認可採取行為の有無

4 検査・監視の体制、頻度

① 合同審査会

山城北土木事務所、山城広域振興局、山城北保健所、城陽市等
新規、更新認可の申請があった場合に実施

② 定期パトロール

山城北土木事務所、山城広域振興局、城陽市
毎年偶数月に実施、6～8名（2班体制）

③ 立入検査

山城北土木事務所、山城広域振興局、山城北保健所、城陽市、警察署、労働基準監督署、山砂利採取地整備公社、近畿砂利組合
毎年6月に実施、約30名（2班体制）

④ 合同パトロール

城陽市4機関、府庁3機関、広域振興局5機関、整備公社、近畿砂利組合
1年に2回（春、秋）実施、約35名（2班体制）

⑤ 随意の現場管理指導

事業所で問題発生があれば、個別に現場指導を実施する。

5 検査・監視の方法

全事業所を巡回し、目視等により現地状況（認可内容の遵守状況等）をチェック

6 不適正な場合の措置

- ・通常は口頭指導で対応
- ・砂利採取法に違反する事項が確認されれば、監督処分を視野に入れた厳正かつ速やかな対応

7 課題等

砂利採取法に基づく「砂利採取行為」に伴い必要となる災害防止措置の観点以外に係る指導については、法的な根拠はない。

特に、採取完了後において防災上の安全等が達成、確認された以後における、埋立等の行為に関しては、砂利採取法による対応はできない。

8 考えられる改善策

- ・関係機関と連携した監視体制の強化
- ・特に公社によるダンプ荷下ろし時の監視と計量機器（重量計測器）による搬入土量監視等の日常監視体制等の強化

9 その他

- ・砂利採取法の「砂利採取行為」に伴う災害防止措置方法について

早期に防災上の安全性を確保することから、埋戻しによる災害防止措置の他、切土法面の緑化等を伴う安定勾配での災害防止措置により行っている。

砂利採取法（抜粋）（昭和43年5月30日法律第74号）

第三章 採取計画の認可等

（採取計画の認可）

第十六条 砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、当該砂利採取場の所在地を管轄する都道府県知事（当該砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域等（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項に規定する河川区域（同法第五十八条の二第一項の規定により指定されたものを含む。）、同法第五十四条第一項に規定する河川保全区域及び同法第五十八条の三第一項に規定する河川保全立体区域をいう。以下同じ。）の区域内にあるときは、当該河川区域等に係る同法第七条に規定する河川管理者（同法第九条第二項若しくは第五項、第十一条第三項又は第九十八条の規定により、同法第二十六条第一項及び第二十七条第一項若しくは第五十五条第一項及び第五十八条の四第一項の規定に基づく権限に属する事務を行い、その権限を代わつて行い、又はその権限の委任を受けた者があるときは、その者。以下「河川管理者」という。）の認可を受けなければならない。

（採取計画に定めるべき事項）

第十七条 前条の採取計画には、次の事項を定めなければならない。

- 一 砂利採取場の区域
- 二 採取をする砂利の種類及び数量並びにその採取の期間
- 三 砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に関する事項
- 四 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令、国土交通省令で定める事項

（認可の申請）

第十八条 第十六条の認可を受けようとする砂利採取業者は、次の事項を記載した申請書を都道府県知事又は河川管理者に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 登録の年月日及び登録番号
 - 三 採取計画
- 2 前項の申請書には、砂利採取場及びその周辺の状況を示す図面その他の経済産業省令、国土交通省令で定める書類を添附しなければならない。

（認可の基準）

第十九条 都道府県知事又は河川管理者は、第十六条の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。

（変更の認可等）

第二十条 第十六条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、

するときは、その認可をした都道府県知事又は河川管理者の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 第十六条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画について前項ただし書の経済産業省令、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、その旨をその認可をした都道府県知事又は河川管理者に届け出なければならない。
- 3 第十六条の認可を受けた砂利採取業者は、第十八条第一項第一号又は第二号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨をその認可をした都道府県知事又は河川管理者に届け出なければならない。
- 4 前条の規定は、第一項の規定による変更の認可に準用する。

(遵守義務)

第二十一条 第十六条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画（前条第一項又は第二項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認可採取計画」という。）に従つて砂利の採取を行なわなければならない。

(認可採取計画の変更命令)

第二十二条 都道府県知事又は河川管理者は、認可採取計画に基づいて行なわれている砂利の採取が第十九条に規定する要件に該当することとなり、又は該当することとなるおそれがあると認めるときは、その認可を受けた砂利採取業者に対し、当該認可採取計画を変更すべきことを命ずることができる。

(緊急措置命令等)

第二十三条 都道府県知事又は河川管理者は、砂利の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、採取計画についてその認可を受けた砂利採取業者に対し、砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は砂利の採取を停止すべきことを命ずることができる。

- 2 都道府県知事又は河川管理者は、政令で定めるところにより、第三条の規定に違反して砂利採取業を行なつた者又は第十六条若しくは第二十一条の規定に違反して砂利の採取を行なつた者に対し、採取跡の埋めもどしその他砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(廃止の届出)

第二十四条 第十六条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る砂利採取場における砂利の採取を廃止したときは、遅滞なく、その旨をその認可をした都道府県知事又は河川管理者に届け出なければならない。

(認可の失効)

第二十五条 第十六条の認可を受けた砂利採取業者が当該認可に係る砂利採取場における砂利の採取を廃止したとき又は第十二条第一項の規定によりその登録を取り消されたときは、当該廃止した砂利採取場に係る第十六条の認可又は当該取り消された登録に係る都道府県の区域内の砂利採取場に係る同条の認可は、その効力を失う。

(認可の取消し等)

第二十六条 都道府県知事又は河川管理者は、第十六条の認可を受けた砂利採取業者が次の各号の一に該当するときは、その認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその認可に係る砂利採取場における砂利の採取の停止を命ずることができる。

- 一 第二十一条の規定に違反したとき。
- 二 第二十二条又は第二十三条第一項の規定による命令に違反したとき。
- 三 第三十一条第一項の条件に違反したとき。
- 四 不正の手段により第十六条の認可を受けたとき。